

Q. 8

- ・医療機関から出る廃棄物は、感染性廃棄物もしくは非感染性廃棄物に分けられるのか。
- ・感染性廃棄物、非感染性廃棄物、上記以外の廃棄物に分ける場合、具体的にどのような物が例として挙げられるのか。《病院》

【Q. 8 回答】

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月 環境省 環境再生・資源循環局）により適正に行うようになっております。

このマニュアルから、次のとおり回答させていただきます。

医療機関等から発生する廃棄物は、一般に次のように区分されます。

- （1）感染性廃棄物（医療行為等に伴って生ずる感染性廃棄物）
- （2）非感染性廃棄物（医療行為等に伴って生ずる廃棄物のうち感染性廃棄物以外の廃棄物であり、産業廃棄物となり得るもの）
- （3）上記以外の廃棄物（紙くず、生ごみ等主に一般廃棄物）

感染性廃棄物になるかどうかは、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル P5 のフロー図をご覧ください。

紙おむつの感染性廃棄物の該当については、同マニュアルの P41 の（参考 1）をご参照いただければと思います。

通常このフローで判断が可能ですが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により感染の恐れがあると判断される場合は、感染性廃棄物とします。

感染症廃棄物の分かりやすい資料も添付しておりますので、ご参照ください。

（参考）

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
（平成 30 年 3 月改訂 環境省 環境再生・資源循環局）

<http://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

- ・感染性廃棄物を適正に処理するために

（平成 30 年 11 月発行 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/industrial_waste.files/kansenn.pdf

- ・筑波大学附属病院における廃棄物の分別方法（平成 31 年 1 月 4 日改訂 病院総務部企画運営課）

http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp/~infctl/manual/1-5_haikibutsu-no-bunbetsu_190104.pdf

○各分別方法

区分	形状	当該品目
<p style="text-align: center;">感 染 性 廃 棄 物</p>	<p style="text-align: center;">鋭 利 な 物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点滴作成に使用した注射針 ・留置針(金属・プラスチック) ・アンプル・ガラス試験管 ・点滴セットの針 ・ディスポーザブルメス ・処置や患者に使用した注射針 ・かみそり・はさみ ・縫合針 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p style="text-align: center;">鋭 利 で な い 物</p>	<p><u>血液, 体液, 排泄物が付着した医療材料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーゼ ・脱脂綿 ・包帯 ・手袋 ・気管・吸引チューブ ・カテーテル ・輸血バッグ <p style="text-align: right;">等</p>
		<p><u>個人防護具</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準予防策・経路別予防策で使用した手袋・ガウン・マスク 等
		<p><u>検査に関わるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験管 ・シャーレ ・スピッツ ・培地 ・検尿などの紙コップ <p style="text-align: right;">等</p>
	<p><u>手術, 分娩, 病理部で発生した臓器等</u></p>	
<p style="text-align: center;">非 感 染 性 廃 棄 物</p>	<p style="text-align: center;">固 形 物 で 燃 や せ な い 物</p>	<p><u>医療材料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸液製剤ボトル(点滴チューブが接続されているもの・輸血製剤を除く) ・バイアル製品 ・インスリンカートリッジ ・手指消毒剤, 消毒薬の空容器 <p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・血液・体液・排泄物汚染のないギブス類・サポーター類・バンド類・ ガラス製品・金属製品・レントゲンフィルム <p style="text-align: right;">等</p>

上記以外の廃棄物	固形物で燃やせる物	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙屑 ・繊維くず ・食料包装(菓子袋, カップ麺容器, 弁当くず等) ・ディスポ製品, 薬品の包装パック ・その他プラスチック製品 	等
		<ul style="list-style-type: none"> ・待合室の新聞, 雑誌, 紙くず類 	等

出典：筑波大学附属病院における廃棄物の分別方法

(平成 31 年 1 月 4 日改訂 病院総務部企画運営課)

http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp/~infctl/manual/1-5_haikibutsu-no-bunbetsu_190104.pdf